

## 6 お答えします

Q 復興工事事務所は、何をするの？

A 平成 27 年 3 月に策定した「復興まちづくりビジョン」に基づいて、八木・緑井地区では、都市計画道路（長束八木線及び川の内線）を始めとした道路及び雨水排水施設等の整備を行います。

Q 道路や雨水排水施設等は、整備する必要があるの？

A あります。

八木・緑井地区内には幹線道路がなく、生活道路はいずれも急勾配で幅も狭く、車の離合が困難な状況です。土砂災害から逃れるため、斜面に対し横方向にいち早く退避でき、大型車両の進入も可能な幹線道路の整備や、生活道路への離合場所の確保などが必要です。

また、八木緑井地区内の普通河川の多くは、流路断面が小さく、八木用水を流末としているなど、課題が多いため、豪雨時に山側から流下する水を処理する機能を高める必要があります。

そのため、広域避難路となる都市計画道路（長束八木線及び川の内線）を始めとした道路と豪雨時の水を処理する雨水排水施設等を同時に整備することで、安全性を向上させます。

Q 都市計画道路の区域以外の土地も買収されることがあるの？

A あります。

都市計画道路と現在の市道の交差点部や、都市計画道路に接続する道路も、道路整備に必要となるため、都市計画道路の区域以外の土地も買い取らせていただくことがあります。

## ◎ ご相談ください

復興事業に関するご相談は、下記までお気軽にご連絡ください。

広島市都市整備局復興工事事務所（安佐南区復興推進担当）

所 在：安佐南区緑井六丁目 29 番 28 号（安佐南区役所佐東出張所 2 階）

連絡先：082-870-6292、6293、6294



# 復興工事事務所

当事務所の職員は、このマークの腕章を着用していますので、現地で見かけた際は、お気軽にお声かけください。



「広島市復興工事事務所だより」は、広島市ホームページでもご覧いただけます。

広島市ホームページ > 平成 26 年 8 月豪雨災害復興支援サイト > 復興まちづくりビジョン  
> 広島市復興工事事務所だより

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1429228161104/index.html>



## 広島市復興工事事務所だより (八木・緑井地区版)

発行  
広島市都市整備局  
復興工事事務所

### ◇ 概要 ～ 第2号は、道路整備について紹介します ～

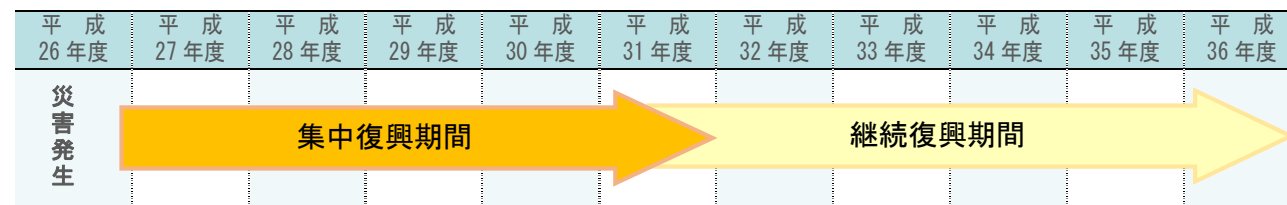
※なお、雨水排水施設等の整備については、次号以降で紹介いたします。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 1 道路整備の期間について | … 集中復興期間についての説明         |
| 2 集中復興期間の整備箇所 | … 集中復興期間に整備する道路を図で紹介    |
| 3 道路整備のスケジュール | … 集中復興期間における道路整備のスケジュール |
| 4 地形等の測量に入ります | … 5月中旬から地形等の測量を行います     |
| 5 建物等の調査のお知らせ | … 6月上旬から建物等の調査のお願いに伺います |
| 6 お答えします      | … Q&A                   |

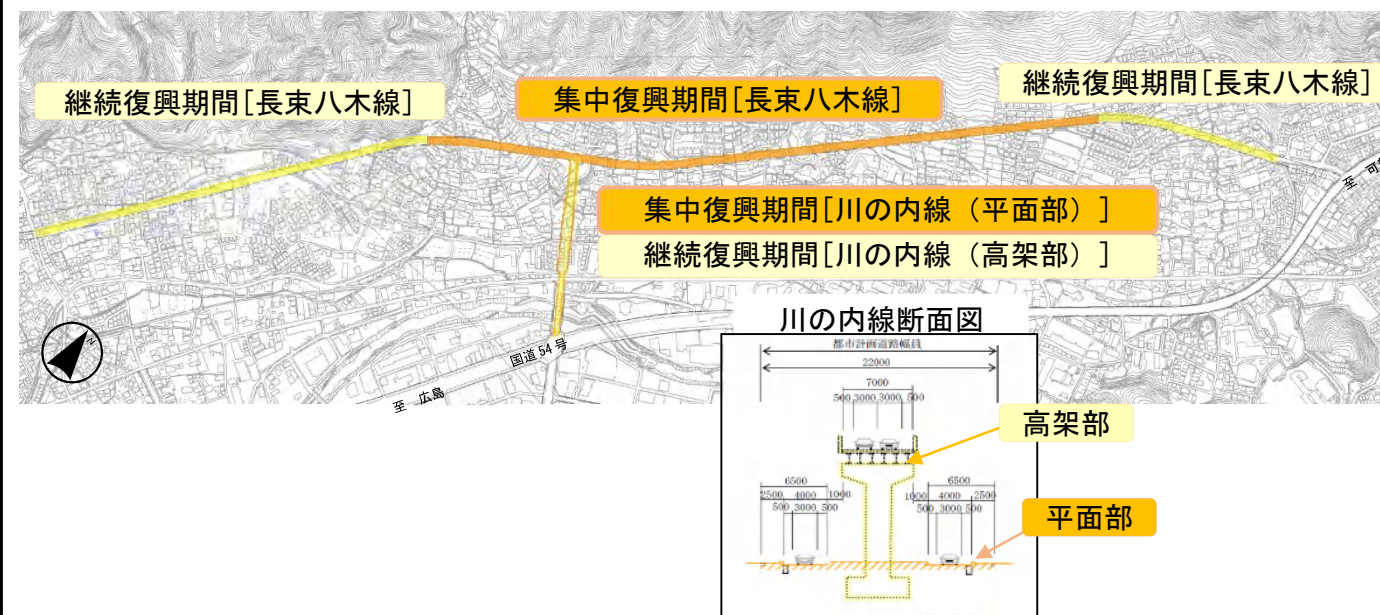
### 1 道路整備の期間について

道路を整備する期間として、災害発生から 5 年間（平成 31 年度末まで）を「集中復興期間」とし、その後の 5 年を「継続復興期間」として、都市計画道路（長束八木線及び川の内線）を始めとした道路の整備を行います。

#### ○ 整備期間のイメージ



#### ○ 整備する都市計画道路



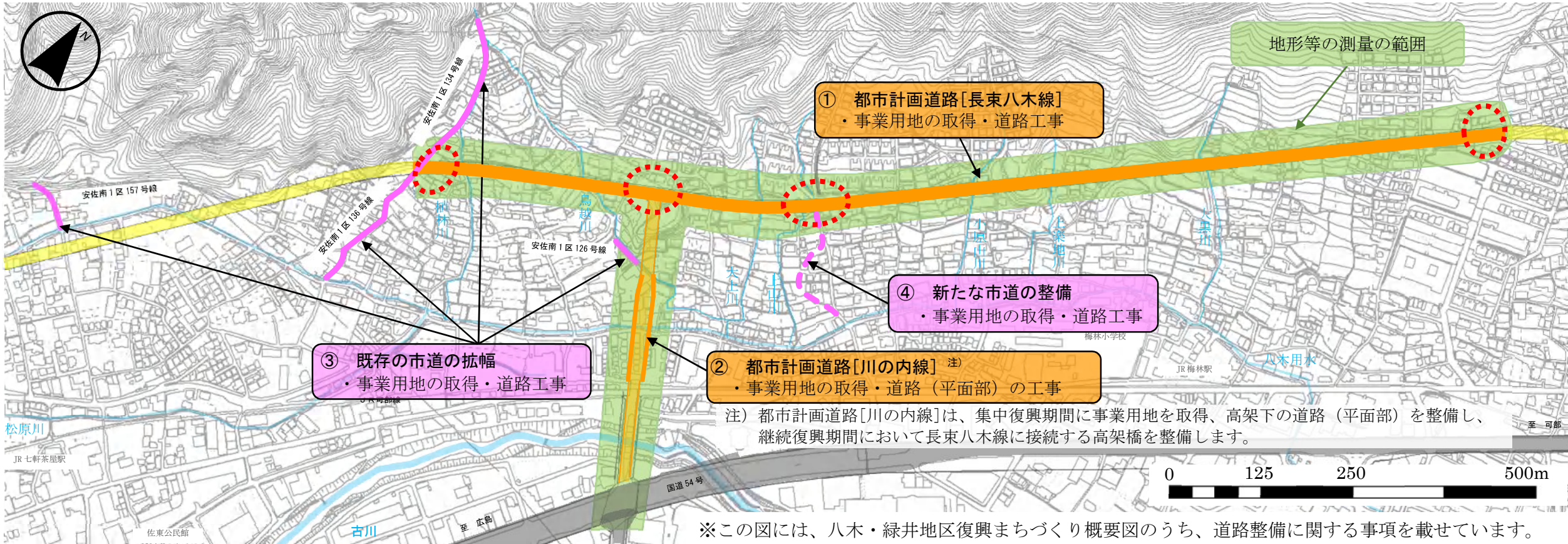
次の 2 ～ 3 ページでは、集中復興期間において整備する道路の詳細と、道路整備のスケジュールについてご紹介いたします。

2 集中復興期間における道路の整備箇所

- 集中復興期間では、①都市計画道路 [長束八木線]、②都市計画道路[川の内線]、③既存の市道の拡幅、④新たな市道の整備を行います。
- また、都市計画道路と現在の市道の交差点部や都市計画道路に接続する道路など、都市計画道路の区域外も併せて整備します。

特に、下図の  部分は、交差点として整備するため、都市計画道路の区域よりも広い範囲の土地が必要となります。

 部分の概略図については、復興工事事務所でご覧いただけます。※ 概略図はあくまで参考であり、地形を測量した後に変更する可能性があります。



※この図には、八木・緑井地区復興まちづくり概要図のうち、道路整備に関する事項を載せています。

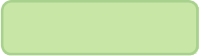
3 集中復興期間における道路整備のスケジュール

道路整備に関する概ねのスケジュールをお示しします。

|               | 平成 27 年度 |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度              | 31 年度 |    |  |  |
|---------------|----------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|--|-------|-------|--------------------|-------|----|--|--|
|               | 5 月      | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |  |       |       |                    |       |    |  |  |
| 建物等の<br>調査    |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  |       |       | <div>事業用地の取得</div> |       |    |  |  |
| 土地の境界<br>確認   |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  |       |       |                    |       |    |  |  |
| 道路区域の<br>図面提示 |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  |       |       |                    |       |    |  |  |
| 補償額の<br>提示・契約 |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  |       |       |                    |       |    |  |  |
| 住居の移転         |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  |       |       |                    |       |    |  |  |
| 工事            |          |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     |  | 着手    |       |                    |       | 完成 |  |  |

4 地形等の測量に入ります

5 月中旬から地形等の測量を行います。

測量に入る範囲は、概ね図中の  の範囲となります。  
また、関係する自治会等には、別途ご案内いたします。

5 建物等の調査のお知らせ

移転の対象となる建物等の調査を始めるにあたり、事前に復興工事事務所の職員が、調査のお願いに伺います。

対象となる方々のお宅に、順次お伺いしますが、**早めに調査をご希望される方や、早期移転を考えておられる方は、お気軽にご相談ください。**

※ この調査は、道路の予定地内にある建物等（建物、ブロック塀、立木など）の状況を確認し、移転していただく際の補償額を算定するために行うものです。  
調査に際しては、敷地や家屋の中に立ち入らせていただきます。